

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の解説

前文

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律するとともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たつてはいやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

〔要旨〕

前文は、青少年健全育成の理念とこの条例を制定する趣旨及び憲法が保障する各種の権利を不当に侵害しないよう、条例運用の基本を表明したものである。

〔解説〕

- 1 次代を担う青少年が健全に成長していくためには、青少年自身が自ら誇りと自覚とをもって、自らの努力を積み上げていくことが基本であることを述べたものであり、このような大前提があつてはじめて、青少年を取り巻く者の援助、指導が有効になるのである。
- 2 青少年自身の自覚と努力に対し、これを援助し、指導することは、すべての大人の責任であり、青少年を一層健全に育成していく意欲を新たにしなければならない。そして、家庭、学校、職場、地域社会その他のあらゆる場において、それぞれの立場で、青少年の健全育成に積極的に取り組むべきものである。

従って、この条例は、青少年信条に対する「大人の信条」ともいうべきものである。

- 3 本条例は、「青少年の健全育成を図る」ことを目的とし、その達成のために、条例中に県民の権利義務に関する規定を設けている。

それゆえ、特に各条文の解釈及び適用を適正に行うことが重要であるので、その適用にあたって、この条例本来の目的を離れて不当な解釈をしたり、憲法で保障されている思想の自由、言論の自由、出版その他の表現の自由、住居不可侵の権利等を不当に侵害することのないよう厳に戒めたものである。

〔関係法令〕

○憲法 第11条、第12条、第19条、第21条、第33条、第35条、第94条

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

〔要旨〕

本条は、この条例の目的を示したものである。

〔解説〕

- 1 この条例の目的は、青少年を取り巻く環境の浄化を図り、青少年の健全な育成を達成しようとするも

のである。

- 2 「青少年の健全育成に関する施策を推進する」とは、青少年を心身ともに健全に育成するためには、関係行政機関はもちろん、県民総参加によりこの条例の目的達成を図ることを明記したものである。
- 3 「青少年を取り巻く社会環境を浄化し」とは、青少年を取り巻く環境のうち、青少年が健やかに成長するうえで害になるおそれのある要因を排除するとともに、青少年を相手として行われる青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、これらのものから青少年を保護していこうというもので、この条例の第3章に具体的に規定されている。

〔関係法令〕

- 憲法 第94条
- 地方自治法 第2条、第14条
- 児童福祉法 第2条、第2条第3項、第3条
- 社会教育法 第3条
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第1条
- 少年法 第1条

(県の責務)

第2条 県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

〔要旨〕

本条は、第1条の目的を達成するための県の責務を規定したものである。

〔解説〕

- 1 青少年の健全な育成を図ることは、国及び地方自治体の当然の責務であるが、本条で県の責務を規定したのは、県の積極的な姿勢を示すものである。
- 2 県は、市町村に共通する基本的、総合的施策を策定して実施するものであるが、これにあたっては、青少年の自覚と、県民の育成者としての意欲を基本とするとともに、国及び市町村と緊密な連携を図ることが必要である。
- 3 施策については、第5条に示している。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まって、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

〔要旨〕

本条は、第1条の目的を達成するための市町村の責務を規定したものである。

〔解説〕

- 1 市町村も県と同様、青少年の健全育成の責務を当然に有するものであるが、本条で市町村の責務を規定したのは、市町村の積極的な施策の推進を期する趣旨のものである。
- 2 青少年の実際の生活の場である市町村は、当該地域の実情に応じた具体的な施策を実施することになるが、その場合には県と緊密な連携を図ることが必要である。

(県民の責務)

第4条 県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

〔要旨〕

本条は、第1条の目的を達成するための県民の責務を規定したものである。

〔解説〕

- 1 次代の担い手である青少年を健全に育成していくことは、単に国や地方自治体だけの責任ではなく、県民一人ひとりの責任でもある。
前文でもうたっているように、青少年の健全育成は、県民のすべてが青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意欲のある近代社会人としての人間形成ができるよう、その環境をつくりあげることが必要不可欠である。
- 2 本条は、県及び市町村の青少年の健全育成に関する施策と相まって、県民一人ひとりが、社会のあらゆる場において、それぞれの立場で積極的に青少年の育成者としての責任を果たすことを確認したものである。
- 3 「県民」とは、本県内に居住する満18歳以上のすべての者をいい、国籍、住所のいかんを問わない。
- 4 「健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。」とは、家庭が、青少年の健全育成の基盤であることを十分認識して、青少年とのあたたかな心の交流を通じて相互理解に徹し、まず、健全な家庭環境づくりに努めるとともに、青少年が非行その他の心身の健全な成長を阻害されないよう青少年に望ましい社会環境を提供し、その保護などに積極的に取り組むことを期待しているものである。

第2章 青少年の健全育成の推進

(健全育成の推進)

第5条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

- (1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。
- (2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。
- (4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

〔要旨〕

本条は、第2条の規定（県の責務）を受けて、知事が青少年行政の基本的な施策を定めることを規定したものである。

〔解説〕

- 1 本条は、県の施策を策定する際の青少年行政の柱となるものを明示したものである。
- 2 「青少年の自主的活動の助長」とは、健全な青少年団体、グループ及びサークル等の結成、これらの活動の推進及びこれらの団体等への加入促進などをいう。
- 3 「青少年育成団体及び青少年団体の育成」とは、青少年の健全育成を目的とし、又は青少年の健全育成のための活動を行っている育成者の団体（例えば、青少年育成県・市町村民会議、婦人会、PTA、青年会等）の活動の推進等をいい、青少年を健全に育成するための職業的指導者及び有志指導者（ボランティア）の養成と量的確保を含むものである。
- 4 「青少年を取り巻く社会環境の整備」とは、家庭、学校、地域社会その他の青少年の関係するすべての社会環境を、青少年の健全育成に適するように整えること、すなわち、青少年によい環境を提供するとともに、好ましくない環境を排除していくことをいう。
- 5 「青少年健全育成施設の整備」とは、青年の家、図書館、児童会館等の教育、研修関係施設、体育館、プール等の体育施設、勤労青少年福祉施設等の厚生施設その他青少年の健全な育成を図る施設の設備を整備するとともに、施設内における指導体制を充実することをいう。

(優良図書等の推奨)

第5条の2 知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

〔要旨〕

本条は、青少年の健全な育成を図る上において特に有益であると認められる書籍、映画、演劇等を推奨することを規定したものである。

〔解説〕

- 1 成長期にある青少年が、情操を高め、正しい知識と教養を深め、社会人としての良識を涵養することは大切なことである。そのため、県としては青少年の健全な育成にとって有益な書籍、映画、演劇等の推奨を行い、青少年がそれらに接する機会を提供することにより、青少年が心身ともに健やかに成長することに役立てようとするものである。
- 2 推奨される要件は、「書籍、映画、演劇その他これらに類するもので内容が特に優れている」こと、かつ「青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益である」ことである。具体的判断基準は別に定められる。
- 3 推奨は、秋田県青少年健全育成審議会環境浄化部会の意見を聴いて行い、告示の周知徹底は秋田県公報登載により行う。

(青少年健全育成重点地区)

第5条の3 次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3 知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

〔要旨〕

本条は、青少年の健全な育成を図るため、重点的に施策を推進すべき地区を規定したものである。

〔解説〕

- 1 青少年が多く利用する施設周辺を青少年健全育成重点地区とし、特に、有害な図書類や玩具類、又はこれと疑わしいものを青少年の目に触れさせたり、手に入れさせないような良好な環境をつくり、青少年の健全な育成を図ろうとするものである。
- 2 家庭、学校、地域、条例対象施設業者等に対し、青少年に有害な環境の浄化を図る意識啓発（自主規制）をしていくものである。
- 3 施設の敷地の周囲200メートルについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等との整合性を考慮したものである。
 - (1) 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校で、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、

中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいい、大学は除かれる。

(2) 「図書館」とは、図書館法第2条に規定する図書館をいう。

(3) 「児童福祉施設」とは、児童福祉法第7条第1項に規定する、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターをいう。

(4) 「多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの」とは、施行規則第2条に掲げる次の施設である。

- ・ 学校教育法第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）
- ・ 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

4 計画は別に定め、公表する。

〔関係法令〕

- 学校教育法 第1条、第124条、第125条
- 図書館法 第2条
- 児童福祉法 第7条第1項
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第28条

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等

(定義)

第6条 この章以下（第5章を除く）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。
- (4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号の営業に係るものを除く。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) 特定玩具類 性的感情を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

〔要旨〕

本条は、この章以下において用いられる主要な用語の定義を定めたものである。

〔解説〕

- 1 第1号の青少年を、「6歳以上18歳未満の者」と規定したのは、6歳未満の者は、有害環境の影響を受けることが比較的少なく、保護者の注意で十分監護しうると思われ、最高を18歳未満としたのは、児

児童福祉法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、労働基準法を考慮して定めた基準であって、この年令以上になれば精神的にも肉体的にも安定性が増し、その自主的判断に委ねた方がよいことを考慮に入れたものである。

ただし、高等学校在学中に18歳に達する者がいるが、この場合においては、在学中であることを考慮し他の生徒と同様に育成されることが望ましいことはいうまでもない。

2 第2号の「その他の者であつて、青少年を現に監護する者」とは、現に少年を監督し、保護している状態にあると認められる者で、例えば、里親、合宿中の指導監督者、修学旅行中の引率教諭などであつて、少なくとも当該青少年の所在、動静を知り、保護監督を行っているとか客観的に認められる者をいう。

3 第3号の「映画フィルム」とは、映写用のフィルム自体をいい、映画館で上映される劇場用のフィルムのほか、16ミリフィルム、8ミリフィルム等も含まれる。

「雑誌その他の出版物」とは、雑誌及び雑誌に準ずる形態をととのえたパンフレット、リーフレット等をいい、新聞は含まない。

「ビデオディスク」とは、レーザーディスク、DVD等、映像や音声を円盤状の媒体物に記録したものという。

「シー・ディー・ロム」とは、コンパクトディスクをコンピュータの読み出し専用の記憶媒体としたものをいう。

「その他これらに類するもの」とは、その形状や記録の方法にかかわらず、以上に例示した物品以外の映像又は音声記録されたすべての物品をいう。

4 第4号の「興行」は、有料であると無料であると問わない。又、興行には、テレビで放映されるものは含まれない。(例えば、劇場用映画をテレビ放送する場合は、本条第3号に規定する「映画」にはあたらない。)

5 第4号の「ただし書き」は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律(昭和59年法律第76号)の施行に伴い、同法(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律)に規定される興行は性風俗関連特殊営業として18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることが禁じられるなど、同法の規制を受けることになったので除外した。

6 第5号の「これらに類するもの」とは、ネオンサイン、アドバルーン、懸垂幕、横断幕等をいう。

7 第6号の「特定玩具類」とは、この条例が対象とする玩具、刃物等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものに限定するという意味で用いる用語である。

本号では、条例の対象とする物を性的感情を刺激する玩具その他の物品、人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物、玩具その他の物品に限定している。

(1) 「性的感情を刺激する玩具」とは、健全な一般社会人の常識から判断して、青少年の性的欲望や性的羞恥心を刺激し、又は青少年に対して性的に嫌悪の情を起こさせる玩具、例えば、模造性器、ダッチワイフ(ドール)等のいわゆる「大人のおもちゃ」等をいう。

「その他の物品」とは、図書類を除く玩具以外の器具、道具、衣類等をいう。

(2) 「人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物」とは、銃砲刀剣類所持等取締法により所持することが禁止されている刀剣類を除く刃物であつて、その形状、構造、又は機能から見て、本来的に危険性を有する刃物及び用法によっては危険性を招くおそれのある刃物で、例えば豆太刀、手裏剣等をいう。

「玩具その他の物品」とは、刃物以外の玩具類、道具、機器等で、例えば、玩具用の銃、水中銃、弓矢、吹矢、シュノーケル、ボーガン、スリング・ショット、手錠、ダーツ、玩具用煙火等をいう。

8 図書類、特定玩具類を販売し、又は貸し付ける営業で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定されている「性風俗関連特殊営業」に該当する場合は同法の規制を受けることになる。

〔関係法令〕

○児童福祉法 第4条、第47条

- 労働基準法 第56条、第57条、第61条
- 民法 第4条、第818条、第838条
- 屋外広告物法 第2条
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条、第22条、第28条、第32条
- 銃砲刀剣類所持等取締法 第2条、第3条
- 興行場法 第1条
- 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 第1条
- 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 第1条
- 少年法 第1条

(図書類の販売等の自主規制)

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するとき、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるように努めなければならない。

3 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないように努めなければならない。

5 特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

〔要旨〕

本条は、青少年の健全育成に密接な関連をもつ関係業者の自主規制について規定したものである。

〔解説〕

1 青少年を取り巻く有害環境の浄化を図るには、特に関係業者自身の自主的な配慮が不可欠であることに鑑み、これらの関係業者は、青少年の育成者の一人として、自己の事業が青少年に与える影響を十分考慮し、その責任を果たすことが強く望まれるわけであり、積極的に励行されるよう求めたものである。

2 「図書類の販売又は貸付けを業とする」とは、図書類の販売又は貸し付け等を反復継続して行うことが、社会通念上事業の遂行といえる程度のものであることをいう。営利目的の有無を問わない。

「販売」とは、不特定又は多数人に対してなす意思をもって行う有償的譲渡行為をいい、この意思がある以上、一人に対する一回の譲渡行為もこれにあたる。

「頒布」とは、不特定又は多数人に対してなす意志をもって行う無償的配布行為をいい、この意思がある以上、一人に対する一回の無償配布行為もこれにあたる。

「貸し付け」とは、有償又は無償で他人に物を貸与することをいう。

「見せ」には、積極的に閲覧に供する場合に限らず、立ち読みしているのを黙認する場合等も含む。

- 3 「青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」とは、一般社会人の常識から判断して、青少年の性的欲望や、性的しゅう恥心を刺激し、又は青少年に対し性的に嫌悪の情を起こさせて、青少年の心身の健全な成長を妨げる危険性のあるものという意味である。

性的感情を刺激する程度は、刑法第175条に規定する「わいせつ」や、後述する第9条以下に規定する「著しく性的感情を刺激する」よりも軽度のもので含まれ、従って、本条の対象となる図書類、興行、広告物、特定玩具類の範囲は、刑法のわいせつ物や第9条以下の規制の対象となる図書類等のそれよりも広いものである。

- 4 「青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」とは、一般社会人の常識から判断して、青少年の心理に暴力的、反道徳的、闘争的又は残酷的な意識を植付け、あるいは、その実行をあおるような内容を有し、青少年の心身の健全な成長を妨げる危険性があるものという意味である。

本条の対象となる図書類等の範囲が、第9条以下の規制の対象となる図書類等のそれよりも広くなるのは、性的感情を刺激するものの場合と同様である。

- 5 「青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」とは、犯罪又は自殺を賞賛し、実行を勧め、そそのかすように表現しているもの、その手段等を模倣できるように詳細に表現しているもの、若しくは犯罪行為を擬似的に体験させるものをいう。いわゆる「自殺や犯罪マニュアル」などが該当する。

「犯罪」とは、殺人や傷害・暴行等にとどまらず詐欺行為等の知能犯、麻薬、覚醒剤等の薬物、爆発物等刑罰法令に触れる行為を言う。

- 6 図書類の内容にかかわらず表紙や包装箱、パッケージ等に前項各号に該当すると認められる絵又は写真が掲載されているものを店頭に陳列する際は、青少年の目に触れ易いことから健全な育成を阻害するおそれのあるものとして販売業者等に対し規則で定める陳列方法に努めることを規定したものである。

「表紙」とは、外側を覆っているもので表のみならず、裏表紙、背表紙が含まれる。

第7条第2項の「規則で定める措置」とは施行規則第3条に次のとおり定めている。

(自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。
- (2) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

- 7 「興行を主催する者」とは、興行場法第1条第1項に規定する興行場営業を営む者、又は劇団等を組織して各地で興行を業とする者、及び芸能人の周旋を業とする者が自ら興行を行う場合の当該興行者をいう。

- 8 「広告主」とは、広告物を自ら掲出若しくは表示し、又は第三者に委託して掲出若しくは表示した者で、当該広告物について処分権を有する者をいう。

「広告物の管理者」とは、直接たると間接たるとを問わず、広告物の効用を全うするようその維持管理をする者をいう。例えば、広告主の委託を受けて広告物を管理する者（広告代理業者も含む。）、広告

主又は広告代理業者から依頼されて広告物を自己の管理する土地建物等に掲出又は表示している者などがこれにあたる。

9 「特定玩具類の形状、構造又は機能が……青少年の健全な育成を阻害する」とは、玩具類であっても、その形状や、構造又は機能から使用法によっては、人の身体や生命に危害を加える、犯罪行為に利用されるなど社会に害悪を及ぼす行為に使用され、又は青少年の性的感情や射幸心を刺激するなど青少年の精神面に悪影響を及ぼすことをいう。

10 自主規制の方法としては、例えば、

- 同業者あるいは関連業者で自主規制団体をつくり又は既成の団体内において協議する等の方法により、青少年健全育成措置について申し合わせ、お互いに協力をしてこれを実施する
- 営業時間の変更、物品仕入れ方法の改善、ステッカーの貼付、成人コーナーの設置等
- 「少年を守る店」の看板の掲示、その他営業方法の改善などが考えられる。

【参 考】本条例がテレビの番組について規定していない理由

- 1 テレビ等の放送は、マスメディアとしての特質上強い公共性を有するため、一県の条例で規制することに困難性がある。
- 2 図書類、興行等の場合は、青少年の保護育成という立場から関係業者の青少年に対する営業行為を規制（販売等の制限等）しても、なんら大人の権利（表現の自由の一樣態である見る自由、聴く自由等の享受する自由）は侵害されないが、テレビの場合は、青少年の健全育成上好ましくないということで番組を規制するならば、大人の権利も侵害されることになり、本条例の規制範囲を逸脱することになる。
- 3 仮に、テレビ番組が放送された時点で、その内容を審査し、有害指定又は措置命令を行うことにしても、放送はその性質上同一のものがその後も繰り返し放送されることはほとんどないので、実益はない。

【関係法令】

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第28条
- 興行場法 第1条
- 銃砲刀剣類所持等取締法 第2条、第5条、第21条の2、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4
- 刑法 第174条、第175条

（自動販売機等への図書類等の収納の自主規制）

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

2 自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

【要旨】

本条は、図書類の自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による販売又は貸付業者の自主規制、並びに特定玩具類の自動販売機による販売の自主規制について規定したものである。

【解説】

- 1 自動販売機によって販売されているものは、ジュース、コーヒー、酒類、即席ラーメン等の飲食物から、図書類、玩具類、アクセサリ、たばこ、衛生用品等に至るまで多種にわたり、しかも、誰でも、何時でも自由に利用することができるので大変便利である反面、種々の問題点もある。

青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして問題にされているのは、図書類又は特定玩具類（以下「図書类等」という。）の自動販売機等であることから、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書类等を自動販売機等により販売等しないよう関係業者に求めたものである。

- 2 図書类等の自動販売機等には、一般の週刊誌、月刊誌等とともに、青少年の健全育成上問題となっている、いわゆる「アダルト雑誌」「成人雑誌」等と呼ばれている出版物が混売されているものや、これらの雑誌のみが収納されているものがある。

また、図書類と青少年の健全な育成を阻害するおそれのある特定玩具類が収納されている場合も多く見られる。

自動販売機等による販売等は、対面販売と異なり、売手が買手を選択することができず、青少年でも自由に利用することができるので、これらの図書类等を青少年の手に渡さないためには、業者が自動販売機等に収納しないよう努めることが必要とされるものである。

- 3 自主規制の方法としては、例えば

- 収納雑誌の選択、設置場所の選定及び管理、営業時間等に配慮する
- 青少年の利用拒否の明示や監視カメラ等の設置等、その接近を妨げる手段を講ずるなどが考えられる。

【参 考】

本条例が衛生用品の自動販売機について規定していない理由

- 1 衛生用品は、大人にとっては避妊あるいは、性病予防のために必要性が高いが、その性質上対面で購入することに抵抗を感じずる者も少なくなく、自動販売機の効用が大きい。
- 2 図書類の自動販売機等の場合は、外部から図書類の表紙（不健全な図書類には、表紙も不健全なものが多い。）等が見えるものが多いが、衛生用品のその場合は、外部から中身が見えないので自動販売機の設置そのものによる視覚的な弊害は少ないとされている。

【関係法令】

○道路交通法 第76条、第77条、第81条

（インターネットの利用による有害情報の視聴の防止）

第8条の2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能（次項において「情報制限機能」という。）を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

2 電子公告規則（平成18年法務省令第14号）第2条第9号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器（入出力装置を含む。）の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

【要旨】

本条は、インターネットを利用することにより青少年の健全育成上有害と認める情報について青少年を保護することを規定したものである。

【解説】

本条は、平成18年の条例改正によって新設された規定である。

- 1 第1項は、すべての県民に対して、精神的に未熟な青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害な情報と認められるものを視聴させないよう自主的な配慮を規定したものである。
 - (1)「何人」とは、県民はもとより旅行者、滞在者等現に本県内にいるすべての自然人を指し、性別、年令を問わない。
 - (2)「特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機

能を有するソフトウェア」とは、インターネットを利用して得られる情報について特定の条件により受信するかどうかを選択することができるしくみ。いわゆる「フィルタリングソフト」を指している。

- 2 第2項は、プロバイダ（インターネット接続業者）やインターネットに接続する機能を有する携帯電話等の販売業者について青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を取り除くことができるフィルタリングの情報その他の必要な情報の提供について自主的な努力義務を定めたものである。

「通信端末機器」とは、インターネットに接続できるパソコンや携帯電話又はPHSなどの機器をいう。

〔関係法令〕

○電気通信事業法 第3条、第4条、第25条

○電子広告規則 第2条第9号

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法） 第3条、第4条

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

（有害図書類の指定及び販売等の制限）

第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。）の数が20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の5分の1以上であるもの
- (2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上であるもの
- (3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

3 知事は、前項第3号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された図書類及び第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。

6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。

らない。

- 7 知事は、前2項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

〔要旨〕

本条は、知事が青少年の健全育成上有害と認める図書類について有害指定を行うことができる旨（個別指定）、一定の基準に該当する図書類について、個別の指定がなくとも有害図書類とみなす旨（包括指定）、図書類の販売又は貸付け業者が青少年に対して有害図書類を販売し、頒布し又は貸付ける等を禁ずる旨、及び有害図書類の区分陳列、購入禁止等表示義務などについて規定したものである。

〔解説〕

- 1 青少年の健全育成上好ましくないとされる図書類については、第7条第1項で関係業者の自主規制を求めているが、その内容の程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるので、関係業者から青少年の手に渡ることを法的に制限して、その影響から青少年を保護しようとするものである。

- 2 第1項は、有害図書類を個別に指定する方法、いわゆる個別指定方式を定めたものである。

- (1) 本項の有害指定の対象は、第7条第1項の自主規制の対象となるもののうちで、その内容の程度が著しいものをいう。

従って、本条以下の関係業者に対する規制は、第7条、第8条の自主規制が完全に行われるならばその必要はないが、なかなかその完全を期することが困難であることから、これらの規制規定を設けたものである。

「著しく」という条件を付加したのは、有害指定が行われると自主規制と異なり、種々の法的効果が生ずるので要件を厳格にしたものである。

- (2) 各号の要件に該当するか否かの具体的な認定基準については別に定める。

又、知事は有害指定をしようとするときは、原則として、あらかじめ青少年健全育成審議会環境浄化部会の意見を聴かなければならない。（第20条第2項）

- 3 第2項は、有害図書類のいわゆる包括指定方式を定めたものである。

有害図書類の指定は、憲法で保障された「表現の自由」や「知る権利」と深く関わるため、その指定にあたっては、慎重でなければならず、そのためには、第1項に基づき指定すべき図書類の有害性を個別に審査して指定する方法が理想的である。しかしながら、今日のように多種多量に販売されているすべての図書類を把握して指定することは不可能であるばかりでなく、物理的にも限界があるため、指定を逃れた多くの青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある図書類が合法的に青少年に販売されてしまうという結果が生じるおそれがある。また、有害図書類に指定するまでに相当の期間を要するため、指定手続を終了したときには、既に指定した有害図書類の販売が終わっているなどの問題がある。

このため本項では、青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある図書類のうち、その内容が「一定の基準」に該当する図書類を有害図書類とみなす、いわゆる包括指定方式を定め、個別指定方式と併用することにより、有害図書類の影響から効果的に青少年を保護しようとするものである。

- (1) 第1号では、図書類のうち、書籍又は雑誌を規制するもので、1冊の書籍又は雑誌の中に、性的感情を刺激する姿態、又は性交若しくはこれに類する行為（以下「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ数及び総ページ数に占める割合を規制の基準にしている。したがって、規制の対象となるものは、「写真又は描写した絵」に限定しており、文字を対象としていないが、これは、文字よりも直接視覚に訴える「写真又は描写した絵」が青少年に与える影響の大きいことを考慮したものである。

- (2) 「全裸」とは、社会通念上隠ぺいすることが通常とされている身体の部分の全てが、また「半裸」

とは、その一部が露出している状態をいう。

また、「これらに近い状態」とは、社会通念上隠ぺいすることが通常とされている一部分、特に陰部、臀部、大腿部について物理的に露出しているとはいえないが、これに近い状態、例えば、薄物をまもっていて透視できるような状態がこれにあたる。

- (3) 「性的感情を刺激する姿態等」とは、社会通念上判断して、性的欲望や性的しゅう恥心を刺激し、又は性的に嫌悪の情を起こさせる姿、格好をいう。(施行規則第4条第1項第1号に規定)
- (4) 「性交若しくはこれに類する性行為」とは、男女の性交若しくは性交に類する異性間、同性間又は単独等の性行為をいう。(施行規則第4条第1項第2号に規定)
- (5) 「写真」とは印画紙に焼き付けたものだけでなく、これをさらに印刷又は複製したものもこれにあたり、「絵」とは、種々の線や色彩で物の形、姿態等を平面上に描き出したもので、漫画、劇画、さし絵等も含む。
- (6) 第9条第2項第1号及び第2号の「規則で定めるもの」は施行規則第4条に次のとおり定めている。

(有害図書類の内容)

第4条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ① 大たい部を開いた姿態
- ② 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ③ 自慰の姿態
- ④ 排せつの姿態
- ⑤ 愛ぶの姿態
- ⑥ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ① 性交又はこれを連想させる行為
- ② ごうかんその他の陵辱行為
- ③ 同性間の行為
- ④ 変態性に基づく性的な行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

- (7) 「掲載するページ」とは、条例及び規則で定めている青少年に有害な写真又は描写した絵が掲載されている紙面のことをいう。必ずしも紙面全体を占めている必要はなく、紙面の一部に掲載されている場合であっても1ページとし、また見開きの場合は2ページ、折り込みページで片面に印刷されている場合は1ページとし、表紙や裏表紙についてもそれぞれ1ページと数える。
- (8) 「時間が合わせて3分を超えるもの」とは、映像が連続して再生されるもの(動画)において、通常で再生した時間を測定し、当該録画テープ等に含まれる性的感情を刺激する姿態等を描写した場面の合計時間が3分を超えるものをいう。
- (9) 「当該場面の数が20以上であるもの」とは、映像が連続して再生されないもの(静止画)において、当該テープ等において、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面の合計数が20以上のものをいう。
- (10) 「団体」とは、図書類の映像等記録媒体(映像や音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの。例示として、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロム、フロッピーディスク、DVDなど。)を製作、販売又は審査を行う者で構成された団体で知事が認めたものをいう。団体には業界の自主規制団体である、「日本コンテンツ審査セ

ンター」、「コンピュータソフトウェア 倫理機構」、「コンピュータエンターテインメントレーティング機構」等がこれにあたる。

- 4 第3項は、知事が認定した団体の名称やその団体が青少年に販売等が不適当であるとした図書類の表示方法について告示する規定である。

「適当でないと認めたもの」とは、団体が18歳未満の者への視聴を好ましくないとしてもものとして、貸し出し、販売等を禁じたものをいう。

- 5 第5項は、書店、ビデオ店、コンビニエンスストア等における有害図書類の陳列場所について制限し、さらに有害図書類である旨の表示をすることにより、有害図書類が容易に青少年の目に触れたり、立ち読みなどがなされないようにするための規定である。

- (1) 「陳列」とは、商品在不特定多数の人の目に触れる状態に置くことをいう。

書籍、雑誌を陳列棚に並べること、映画、ビデオをモニターやスクリーンに映し出すこと、パソコンソフトを起動してモニターに表示すること等がこれにあたる。

- (2) 「他の図書類と区分して」とは、有害図書類と他の図書類を明確に区分することであり、混在させてはならないということで、いわゆる成人コーナー等を設置し、有害図書類はこの成人コーナー等に陳列することを定めたものである。

- (3) 「容易に監視できる場所」とは、営業主、従業員等が配置されている場所等から目が届くという意味である。

- (4) 「容易に青少年の目に触れない措置」とは、仕切り、背立て陳列、ビニール等での包装、青少年の手の届かないようなところへの陳列など、店舗の構造や収納スペースにあった工夫が必要である。

- (5) 「規則で定める措置」は施行規則第6条に次のとおり定めている。

(有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第6条 条例第9条第5項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることを容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) カーテン、ついたてその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。
- (2) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。
- (3) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有害図書類に掲載されている条例第9条第1項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようにすること。

- 6 第6項は、有害図書類の陳列場所に、青少年が有害図書類を購入したり、閲覧したり等ができない旨を表示すべきことを規定したものである。

- 7 第7項は、有害図書類が他の図書類と混在して陳列されたり、営業主等の目の届かない場所に陳列されたり、表示がなされていないなど第5項、第6項の規定に違反している業者に対し、陳列の方法等の変更を命ずることができることを規定したものである。

- 8 本条については、次の点を留意する必要がある。(興行、特定玩具類についても同様)

- (1) 本条の規制は、関係業者が、青少年に対して有害図書類の販売、頒布、貸し付けを行うことを禁止するだけで、満18歳以上の者に対して販売等を行ったりすることについては、なんら規制を加えるものではない。

- (2) 本条は、有害図書類が一般県民の手から青少年に渡ることについては、なんら規制を加えるもので

はない。

しかし、条例で規制されていないから差し支えないという訳ではなく、一般県民が青少年を健全に育成すべき責務を負っていることは第4条で明示するとおりであり、不健全な図書類を青少年から遠ざけるように努めるべきは当然のことである。

9 第4項の規定に違反したものは、20万円以下の罰金に処せられる。(第27条第3項第1号)

第7項の命令に従わなかったものは、10万円以下の罰金に処せられる。(第27条第4項第1号)

〔参考〕

刑法第175条（わいせつ物頒布等罪）との関係

刑法第175条は、社会の性秩序ないし、健全な性的風俗を保護することを目的としているのに対し、この条例は、青少年の健全な育成及び保護を図ることを目的とするものであることから、両者はその趣旨、目的を異にしており、従って、本条は刑法第175条に抵触するものではない。

〔関係法令〕

○憲法 第12条～第14条、第21条、第22条

○刑法 第175条

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

〔要旨〕

本条は、知事が青少年の健全育成上有害と認める興行について有害指定ができる旨、及び興行者が青少年に対して当該指定を受けた興行を観覧させることを禁ずる旨を規定したものである。

〔解説〕

1 青少年の健全育成上好ましくないとされる興行については、第7条第3項で興行者の自主規制を求めているが、その内容の程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるので興行者が青少年に観覧させることを法的に制限して、その悪影響から青少年を保護しようとするものである。

2 本条の有害指定の対象は、第7条第3項の自主規制の対象となるもののうちで、その内容の程度の著しいものをいう。有害指定を行うための要件は、前条の図書類の場合と同じである。

3 興行者は有害興行を行うときは、青少年が観覧しないよう十分に注意し、服装、態度等から青少年でないかと思われるような場合には、年令や身分をたずね等、積極的な確認の方法をとることが必要であろう。

又、有害興行と有害指定を受けていない興行を併せて行う場合には、興行者は青少年が有害興行を観覧できないような措置を講ずる必要があるが、これは実際には困難な問題であると思われるので、このような場合には、青少年の入場を禁止するか、あるいは始めからこのような形態の興行方法は避けることが望ましい。

4 第1項の要件に該当するか否かの具体的な認定基準については別に定める。

知事は、有害指定をしようとするときは、原則として、あらかじめ青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。(第20条第2項)

5 「観覧させ」とは、視聴させることをいうが、相手が興行の全部又は一部を現実には視聴することは必

要なく、観覧する目的で興行を行う場合に入場することによって興行を視聴しうる状態になったときに、観覧させたことになる」と解してよい。

第2項の規定は、興行を主催する者が、指定された興行を青少年に見せることを禁止したもので、見ることが可能な状態となる興行が行われる場所への入場を制限したものと解さなければならない。即ち、入場券の販売、入場整理券の交付等、私法上の行為を規制したものであり、現に青少年が入場している場合は、これを強制的に退場させることはできないから、自発的に退場するように放送するなどの措置が望ましい。

6 「指定された興行を行うとき」とは、有害興行を行う期間中に継続して行うという意味である。

「入場しようとする者の見やすい箇所」とは、興行場の入口や、入場券（観覧券）売場等、入場しようとする者がその掲示の内容を容易に見ることができるような場所をいう。

掲示の様式は、別に施行規則に定める。

7 第2項の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる。（第27条第3項第1号）

又、第3項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処せられる。（同条第4項第2号）

〔関係法令〕

○興行場法 第1条

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第18条、第28条

○刑法 第174条

（有害広告物の規制）

第11条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

〔要旨〕

本条は、知事が青少年の健全育成上有害と認める広告物については、当該広告物の広告主又は管理者に対して必要な措置を命ずることができる旨を規定したものである。

〔解説〕

1 青少年の健全育成上好ましくないとされる広告物については、第7条第4項で広告主等の自主規制を求めているが、その内容の程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれが大きいため、知事がその広告主、又は管理者に対して当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることによって、その悪影響から青少年を保護しようとするものである。

2 本条は、いわゆる成人映画、暴力映画等の宣伝ポスターや看板等の内容が青少年に対し影響を与えることを考慮した規制である。

図書類等や興行の場合は、青少年がその自由意思に基づいて積極的に書店、映画館等に行って視聴しない限りその影響を受けないが、広告物の場合はその性質上人目につく場所に表示してあるために、青少年の意思いかんにかかわらずその視野に入ってくるので、その影響力及び責任は大きいといえる。

3 一般の広告物に対しては、秋田県屋外広告物条例により、禁止、許可、適用除外等の取扱いがなされているが、同条例は美観風致の維持、公衆に対する危害防止等を目的とするものであり、本条例の目的である青少年の健全育成とは趣旨を異にするものであり、本条は、青少年の健全育成及び保護という見地から広告物の内容をチェックしようとするものである。

4 「内容の変更」とは、広告物の有害な部分の抹消、修正等をいう。

「撤去」とは、表示された広告物全体を青少年の目に触れさせないようにその場所から取り除くことをいう。

「その他必要な措置」とは、広告物の数、大きさ、広告物を表示する場所、時間、方法等を制限し、

又は指定するなど当該広告物の悪影響から青少年を守るために必要な措置をいう。

なお、この措置命令は期限を付して行う。

- 5 本条の要件に該当するか否かの具体的な認定基準については、別に定める。

知事は、措置命令を行おうとするときは、原則として、あらかじめ青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。(第20条第2項)

- 6 本条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる。(第27条第3項第2号)

〔関係法令〕

○屋外広告物法 第1条、第2条、第7条

○秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）

○刑法 第174条

（有害特定玩具類の指定及び販売等の制限）

第12条 知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第9条第1項第1号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩具類とみなす。

(1) 下着の形状をした玩具

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他のものに収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

- 3 特定玩具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された特定玩具類及び前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

〔要旨〕

本条は、知事が青少年の健全育成上有害と認める特定玩具類について有害指定を行うことができる旨及びこれらの販売業者が青少年に対して当該指定を受けた特定玩具類を販売することを禁ずる旨を規定したものである。

第1項では、特定玩具類を個別に審査して青少年に有害な特定玩具類として指定する、いわゆる個別指定方式を定め、第2項では一定の基準に該当する特定玩具類については、個別の指定がなくとも有害特定玩具類とみなす、いわゆる包括指定方式を定めたものである。

〔解説〕

- 1 青少年の健全育成上好ましくないとされる特定玩具類については、第7条第5項で販売業者の自主規制を求めているが、その程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれが大きいため、関係業者が青少年に販売することを法的に制限して、その悪影響から青少年を保護しようとするものである。

- 2 第1項は、有害特定玩具類を個別に指定する方法、いわゆる個別指定方式を定めたものである。

本項の有害指定の対象は、第7条第5項の自主規制の対象となったもののうちで、その程度が著しいものをいう。

- 3 本項の要件に該当するか否かの具体的な認定基準については、別に定める。

知事は、有害指定をしようとするときは、原則として、あらかじめ青少年健全育成審議会の意見を聴

かなければならない。(第20条第2項)

4 第2項は、有害特定玩具類のいわゆる包括指定方式を定めたものである。

(1) 第1号は、性的な目的で使用される下着の形状をした玩具類を規制するものである。

「下着の形状をした玩具」とは、形状、構造、機能面から見て一般の下着類とは異なり、専ら性的な目的のために使用される下着をいい、例えば穴あきパンティ、シースルーパンティ等がこれにあたり、衛生、保温、体型の保持等を本来の目的としている一般の下着は該当しない。

(2) 第2号は、「使用済み下着」等といわれている、いわゆるブルセラ商品を規制するものである。

使用済み下着といわれる商品は、使用済みという付加価値をつけて性的感情を刺激するような形態で販売されている。事実上、使用済みか否かの認定や立証が困難であるため、本号では、販売する物品そのものを規制するのではなく、販売の方法を規制している。

「使用済みの下着であるとして」とは、使用済みの下着であると称していることであり、明確に「使用済み」と表示することはもちろん、「使用」、「愛用」、「身につけていた」、「はいていた」等の表現もこれに該当する。販売している商品が、実際に使用済みであるかどうかは問わない。

「これと誤認される表現」とは、使用済みの下着であることを想像させる文言や表現を用いることをいい、例えば「女子高生のパンティ」、「お嬢様の下着」、「奥様の生下着」等がこれにあたる。

本号の表現や形態は、商品の包装箱等に表示してある場合はもちろん、個々の商品に表示していなくても自動販売機等の商品棚や展示してある見本に表示してあれば、個々の商品に表示してあるのと同様である。

「形態を用いて」とは、外観上商品が使用済み下着であるようなことを想像させ、又は誤解させるような方法をいい、例えば下着を使用している女性の写真や絵などを添付したり、あたかも使用済みであるかのように見せるため、汚れている状態が確認できるような方法で販売する等の形態がこれにあたる。

「その他のものに収納されている物品」とは、例えば、袋や人形のぬいぐるみ等に入れたり、包装紙で包んであるようなものをいう。

(3) 第3号は、いわゆる「大人のおもちゃ」といわれている性的玩具を規制するものである。

「専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具」とは、玩具の形状、構造、又は機能を客観的に見て、その玩具本来の用途が性的な行為の目的で使用されるものをいう。

これらの商品は、その形状、構造、機能が多種多様であり、類型化することが困難であるため、具体的には施行規則で次のとおり定めている。

(有害特定玩具類の形状等)

第7条 条例第12条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定玩具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの

(2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの

(3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

※ 第1号は、外形的にみて性器に酷似するもので、一般的にはこけし等と称して販売されている模造性器を規制するものである。

第2号は、いわゆる自慰用のバイブレーターを規制するものであり、通常のコンドーム等の避妊用具や健康器具としての肩や腰のマッサージ用のバイブレーターは除かれる。

第3号は、いわゆるダッチワイフ（ドール）や自慰用の人形を規制するものである。

5 第3項の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる。(第27条第3項第1号)

〔関係法令〕

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第18条、第28条
- 刑法 第175条

（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第13条 自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具類（以下「図書類等」という。）について第9条第1項又は前条第1項の規定による指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。
- 4 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは変更しようとする日の10日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは廃止した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を表示しなければならない。
- 7 前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

〔要旨〕

本条は、有害図書類等を自動販売機等に収納することを禁ずる旨並びに収納されている有害図書類等について、自動販売機等取扱業者に撤去その他必要な措置をとることができる旨を規定している。又、図書類等を収納する自動販売機等の設置状況を的確に把握し、効果的な条例の運用が行われるように、自動販売機等取扱業者に対し、自動販売機等の設置、変更及び使用廃止に係る届出等を義務づけたものである。

〔解説〕

本条は、対面販売と異なり、購入者を選別できない自動販売機等の特質に鑑み、自動販売機等による有害図書類等の販売等を制限しようとするものである。

- 1 第1項は、有害図書類等の自動販売機等への収納禁止の規定である。

「収納」とは、不特定又は多数人への販売等を予想して、自動販売機等の中に納められている状態をいい、青少年への販売等の意思を問わない。一時的に電源が切れていたとしても、販売等を予想して設置されている自動販売機等に有害図書類等を収めているときは収納にあたる。

- 2 第2項は、既に自動販売機等に収納されている図書類等が第9条第1項又は第12条第1項の規定による有害指定を受けたときは、直ちに当該図書類等を自動販売機等から撤去すべきことを義務づけたものである。

「直ちに」とは、指定の告示がなされ、その指定を知り得る状態になったとき、即時撤去しなければならないことをいう。

- 3 第3項は、本条第1項、第2項の規定に違反している者に対し、知事が自動販売機等からの有害図書

類等の撤去命令を行うことができることを規定したものであり、実質的に青少年を取り巻く環境の浄化を図るための規定である。

- 4 第4項は、図書類等を収納する自動販売機等の設置状況を把握し、効果的な条例の運用と行政指導が行えるように、自動販売機等取扱業者に対し、届出等を義務づけたものであり、自動販売機等の設置を制限する規定ではなく、また営業について許認可を与える規定でもない。

本項は、自動販売機等を設置して図書類等の販売等をする者は、設置しようとする日の10日前までに自動販売機等を設置しようとする場所、次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名等の届出を義務づけたものである。

「規則で定める事項」とは、施行規則第8条に次のとおり定めている。

(自動販売機等の設置に関する届出事項等)

第8条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (2) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (4) 自動販売機等管理者の電話番号
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

2 条例第13条第4項の規定による届出は、別に定める様式による届出書（注1）によってしなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等管理者の承諾書(注2)及び住民票の写し
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面(注3)の写し

4 知事は、条例第13条第4項の規定による届出があったときは、直ちに様式第2号による表示札を当該届出に係わる自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。

5 条例第13条第5項の規定による届出は、別に定める様式による届出書(注4)によってしなければならない。

6～8 略

※ 第1項第3号の「設置場所の提供者」とは、土地の所有者、管理者など当該土地の管理権を有するものをいう。

注1～注4 「図書類及び玩具類の自動販売機等の設置届出等に関する事務取扱要領」参照

- 5 第5項は、自動販売機等の設置に際し、届出をした内容に変更が生じ、又は廃止したときの届出を規定したものである。

「変更」とは、第4項による届出をした内容に変更が生じる場合をいう。

「廃止」とは、自動販売機等の使用をやめ、設置場所から完全に撤退することをいう。

- 6 自動販売機等の届出に関して、自動販売機等取扱業者が変わるときは、前の者は「廃止」、新たな者は「設置」の届出を要する。

なお、法人の代表者に係る変更は、変更届を要する。

- 7 第6項は、自動販売機等を設置した場合の届出事項等について、自動販売機等ごとの表示義務を定め

たものである。

届出事項等の表示は付近住民にも当該自動販売機等に関する責任の所在を外見的にも明確にすることにより、収納違反に対する住民監視の意識を啓発するとともに、当該自動販売機等に事故やトラブルが発生した場合の連絡等ができるよう配慮したものである。

表示する事項は、自動販売機等取扱業者の氏名、住所、電話番号及び自動販売機等管理者の氏名、住所、電話番号である。

- 8 第7項の規定は、青少年が自動販売機等から有害図書類等を購入するおそれのないような場合には、これを除外したものである。

「法令により青少年の立入りが禁止されている場所」とは、例えば風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う場所等がこれにあたる。

- 9 第1項、又は第2項の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる。(第27条第3項第1号)

第3項の規定による撤去命令に従わなかった者、第13条第4項又は第5項の規定による届出義務に違反した者は、10万円以下の罰金に処せられる。(第27条第4項第1号及び第3号)

〔関係法令〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条、第22条、第28条、第32条

○道路交通法 第76条、第77条、第81条

(自動販売機等管理者の設置)

第13条の2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。
- (2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。
- (3) 未成年者でないこと。

〔要旨〕

本条は、有害図書類等の早期撤去等の実効を期するため、自動販売機等による図書類等の販売等、又は自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者に代わって、有害図書類等の収納の制限に係る義務等を適正に行わせるため自動販売機等管理者の設置を義務づけた規定である。

〔解説〕

- 1 第1項は、自動販売機等ごとに管理者を置くことを義務づけたものである。

「自動販売機等ごと」とは、自動販売機等1台ごとという意味であり、同一場所に数台の自動販売機等を設置する場合も、個々に自動販売機等管理者が必要となる。

同一の管理者が複数の自動販売機等の管理者となっても差し支えない。

「管理する者」とは、収納されている図書類等が有害図書類等になった場合、直ちに販売等業者に代わり撤去することができる者をいう。

- 2 第2項は、管理者の要件を定めたもので、収納物の撤去等に迅速、的確に対応するため、図書類等の自動販売機等の設置場所と同一市町村に居住し、有害図書類等を撤去する権限を有する者でなければならないことを定めたものである。

「撤去する権限」とは、有害図書類等が現に収納されているときに、自動販売機等取扱業者に代わって、当該有害図書類等を撤去することができる権限をいう。

「知事が認める範囲内の区域」とは、基本的に当該自動販売機等設置場所の隣接市町村等がこれにあたる。

「居住している」とは、人が現に住居を構え生活の拠点としていることであり、従業員等も住居を有していれば管理者となり得る。

また、管理者は、行為能力のある者とし、未成年者を除くこととなる。その責務の性質から、自然人に限るものである。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第13条の3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前2項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

〔要旨〕

本条は、青少年が不健全な遊興等に消費する目的をもって、不正な手段により入手した物品を換金すること等を防止しようとするため、質屋及び古物商が遵守すべきことを規定したものである。

〔解説〕

1 第1項の「有価証券」とは、財産権を表象する証券であつて、その権利（移転、行使）が証券をもってされることを必要とするものであり、手形、小切手、株券、債権、プリペイドカード等がある。

2 第2項の「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。（古物営業法第2条第1項に規定する「古物」をいう。）

3 第3項の「保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合」とは、保護者の委託又は承諾を得たということが明白な場合をいい、例えば保護者が同伴している場合とか、保護者の承諾書面のようなものがある場合、保護者から電話等でその確認ができた場合等をいう。また、保護者が病気その他の事情により、自らの物品の質入れ又は売却等を行うことができないときに青少年が保護者から頼まれたり、承諾を得て、青少年が自らの物品の質入れ又は売却をしなければならない場合も含む。

「正当な理由」とは、その物品の質入れ、売却行為等の理由が社会通念上から容認される場合をいう。

4 第1項、又は第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処せられる。（第27条第4項第2号）

〔関係法令〕

○質屋営業法 第1条、第2条

○古物営業法 第2条、第3条

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第14条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し第1項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

〔要旨〕

本条は、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせることを禁ずるものであるほか、これらの行為を教え、見せることを禁ずる旨を規定したものである。

【解説】

- 1 本条は、刑法の規定による「暴行」、「脅迫」等を伴わない少年に対するみだらな性行為（淫行）又はわいせつ行為、すなわち刑法をはじめ関係実体法令だけでは規制できない部分を、青少年の保護という面からとりあげて規制したものである。
- 2 「何人」の解釈は第8条の2のそれと同じである。もっとも、行為者が青少年である場合には、第29条の規定により免責されることになる。
- 3 「みだらな性行為」とは、「淫行」と同義で、一般社会人からみて不純とされる性行為をいい、結婚を前提としない単なる欲望を満たすため、あるいは好奇心からのみ行う性行為がこれにあたる。いわゆる売春・買春行為も含まれる。又、不純であるかどうかは、あくまでも社会通念上判断されるべきものである。

本項に関しては次のような判例がある。

- (1) 「みだらな性行為」とは、社会通念上反倫理的なものとして非難に価する性交または性交類似行為を指称し、人格的交流を前提とする性交渉はこれにあたらない。

それではどのような行為を反倫理的、従って「みだらな」ものと評価するかというのに、例えば売春、対償を得ることがなくとも全く行きずりの者を相手方とする性交渉、あるいは多数人を相手方とし、又はこれらを互いに相手方とする乱交のような人格の結びつきを媒介としない性交渉はこれにあたるものと解するのを相当する。

（新潟家裁長岡支部決定 昭和40年7月12日）

- (2) 本条の構成条件は、青少年の精神的、知的な未熟さや情緒的な不安定に乗じたような形態における、つまり誘惑、威迫、立場利用、欺罔あるいは困惑、自棄につけこむ等の手段を講じた青少年を自己の性的行為の相手方とせしめたような場合のみを指すものと解すべきである。

（旭川家裁決定 昭和41年7月28日）

- 4 「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激興奮させたり、その露骨な表現によって健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥心や嫌悪の情をおこさせる行為をいう。

刑法第174条、第176条等という「わいせつ」と同義である。

又、現にしゅう恥、嫌悪の情をおこさせたことを必要としない。このような情をおこさせる性質の行為であれば、これにあたる。

- 5 第2項の「わいせつな行為をさせる」とは、児童福祉法第34条第1項第6号に規定する「児童に淫行させる行為」の「させる行為」と同義で、青少年を直接又は間接強制してわいせつ行為をさせる場合のみならず、青少年に対して利害得失を説明してわいせつ行為をするよう示唆、暗示したり、わいせつ行為をするにつきその手段、便宜を供与したような場合も含まれる。

- 6 第3項の「教え」とは、みだらな性行為又はわいせつな行為に関する知識を与えることをいい、その方法のいかんを問わない。

例えば、青少年に対してこれらの行為の写真、図画、雑誌、映画フィルム、スライドフィルム等を見せる行為はこれにあたる場合がある。

単なるわい談等の一般的な漠然としたものではなく、具体的、直接的に教えることである。

「見せ」とは、みだらな性行為又はわいせつな行為を直接見せることをいう。従って、図書、映画、有線テレビ等の媒体を通して見せることは、これに該当しない。

- 7 第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に、第3項に違反したものは30万円以下の罰金に処せられる。（第27条第1項及び同条第2項）

【関係法令】

○刑法 第174条～第179条、第181条、第182条

○児童福祉法 第34条

○売春防止法 第1条～第3条、第5条～第7条、第9条～第13条

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

第1条、第2条、第4条～第6条、第8条～第10条

(有害行為に使用するための場所の提供等の禁止)

第15条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) 淫らな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為
- (2) 麻薬又は覚醒剤を使用する行為
- (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為
- (4) 暴力行為
- (5) 飲酒又は喫煙
- (6) 賭博

〔要旨〕

本条は、青少年の健全な育成を阻害する一定の行為が行われることを知って、その場所を提供し又は周旋することを禁ずる旨を規定したものである。

〔解説〕

- 1 青少年が不健全な行為を行い、又は青少年に対して不健全な行為を行うときは、第三者の目につにくい場所を利用するが多い。

従って、そのための場所を提供し又は周旋することは、これらの不健全な行為を援助し、あるいは助長することにはかならない。

さらに、この場所提供、周旋行為が度重なると、いわゆる不良のたまり場を作るおそれも出てくる。

そこで、本条は、これらの不健全な行為のための場所提供、周旋行為を禁止することにより、間接的に青少年の健全な成長を阻害する行為を防止するとともに、いわゆる非行の「たまり場」を一掃しようとするものである。

- 2 「何人」の解釈は第8条の2のそれと同じである。

「……知つて」とは、事実の認識があることをいう。

場所の提供、周旋が直接的には、青少年以外の成人に対してなされても、健全な育成を害する行為を行う者の中に一人でも青少年が含まれておれば、青少年に対して提供、周旋がなされたものとされる。

- 3 「場所を提供し」とは、ホテル、旅館、貸席、喫茶店、飲食店等の営業所はもちろん、貸家、アパート、下宿、自宅、廃屋、空地等その種類を問わないほか、これらの自己の占有する場所を与え、又は放置しておくことをいう。

又、提供に関しては有償、無償を問わない。

「周旋」とは、他人のために世話をしたり、第三者との間をとりもったり、かけあつたりすることで、場所又は周旋を受けた者がその場所で実際に各号の行為を行ったか否かは問わない。

- 4 第1号の行為は、第14条第1項及び第3項に規定するところと同義であり、「淫らな性行為」が売春行為にあたる場合、そのための場所提供行為は、売春防止法第11条にも該当する。

- 5 麻薬又は覚醒剤については、それぞれ麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法で所持、施用、使用等に関し必要な規制をしているが、その不正使用のための場所提供、周旋行為についてはなんら規定がないので青少年の保護育成という趣旨から本条で規制したものである。

なお、令和6年度の条例改正により、本条例から「大麻」の表記がなくなっているが、これは、大麻が「麻薬及び向精神薬取締法」の麻薬に組み込まれたためであり、条例上の規制対象や罰則については、実質的になんら変更はない。

6 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料については、毒物及び劇物取締法第3条の3の規定により、みだりに摂取し又は吸入する行為が禁止されているが、その乱用のための場所提供、周旋行為についてはなんら規定がないので本条で規制したものである。

本条の解釈については、(1)トルエン（トルエン原体のこと）、(2)酢酸エチル、トルエン、メタノールを含有する「シンナー、接着剤若しくは塗料」というように読みわけると、接着剤にはボンド等がある。

7 「暴力行為」とは、暴行、傷害、脅迫、恐喝等をいう。

飲酒又は喫煙については、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法で一定の行為を規制しているが、青少年が飲酒又は喫煙するための場所を提供し又は周旋する行為については、なんら規定がないので本条で規制したものである。

「賭博」とは、刑法第185条に規定する賭博行為をいう。

8 本条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられる。（第27条第2項）

〔関係法令〕

○刑法 第174条～第179条、第181条～第183条、第185条、第204条、第208条、第222条、第249条

○麻薬及び向精神薬取締法 第2条、第12条、第28条

○覚醒剤取締法 第14条、第15条、第17条、第19条、第30条の7、第30条の11

○毒物及び劇物取締法 第3条、第3条の3、第15条

○二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 第1条

○二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 第1条、第3条、第4条

○売春防止法 第11条

（深夜連れ出し等の制限）

第16条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

〔要旨〕

本条は、保護者以外の者が、正当な理由なく深夜に青少年を連れ出す等外出させることを禁ずる旨を規定したものである。

〔解説〕

1 青少年の深夜外出は、非行につながるおそれがある。特に、保護者の目を盗んで外出するような場合には、そこに不健全な目的があることが多い。

この深夜外出の結果、非行に走り、不良グループに引き込まれたりあるいは暴行、恐喝等の被害を受けるなど、未来ある青少年がその人生を大きく誤ることにもなりかねない。

このようなことから、本条は保護者に注意を求めるとともに、青少年を正当な理由がなく連れ出す行為を規制することにより、青少年の健全な育成を図ろうとするものである。

2 本条は、青少年を連れ出す等外出させることのみを規制して、青少年が自ら外出することについてはなんら規定していないが、これは、この条例の趣旨が青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するものであって、青少年自身の行為に対して直接規制を加えるものではないからである。

もっとも、青少年自身が深夜外出しないよう自覚すべきことは当然のことである。

3 「特別の事情がある場合」とは、正当な理由がある場合のほか、例えば家族の急病、火災の通報、盗難の通報など緊急事態発生の場合をいう。

4 「午後11時から翌日の日の出時までの時間」としたのは

- (1) 労働基準法による深夜業が午後10時からとなっており、勤労青少年が帰宅に要する時間の考慮
(2) 夜間における学習塾、夜学等からの帰宅に要する時間の考慮
等の理由によるものである。
- 5 「正当な理由がある場合」とは、夜学、夜勤、新聞配達又は学校、青少年団体等で行った行事のため遅くなる場合及びキャンプや修学旅行等教育的な理由のある場合をいう。
- 6 「連れ出し」とは、深夜において青少年をその住居、居所等から離れさせることであり、その手段等は問わない。
- 7 「同伴し」とは、現に同席し、又は同行する等同一の行動をとっていることをいう。
- 8 「とどめ」とは、相手方（青少年）が帰宅の意思を表示しているにもかかわらず、それを翻意させ、又は制止することをいいその手段はとわない。
- 9 本条は、青少年自身が自ら深夜に外出することを制限するものではないが保護者はできるだけ深夜に外出させないよう監督するとともに、健全な青少年グループ活動や慣習として行われる祭礼、盆踊り、花火大会等も極力深夜にわたらないよう関係者の配慮が望まれる。
- 10 第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処せられる。（第27条第4項第2号）

〔関係法令〕

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第22条、第28条、第32条
- 労働基準法 第61条
- 児童福祉法 第34条

（有害施設への入場制限）

第17条 削除

〔解説〕

本条は、個室付浴場、モーテル類似旅館等、大人のおもちゃ店等で、規則で定めるものを有害施設として青少年の入場制限を規定していたものであるが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制を受けることから削除した。

（有害図書類の指定の取消し）

第18条 知事は、第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

〔要旨〕

本条は、知事が図書類、興行、特定玩具類の有害指定をした後でその指定をした理由が消滅したと認めるときは、その指定を取り消す旨を規定したものである。

〔解説〕

- 1 この条例で規定する図書類等の有害指定は、種々の法的効果を生ぜしめる。すなわち図書類については、販売業者等が青少年に販売、頒布、又は貸し付けることや自動販売機等に収納することを、興行については、興行者が青少年に観覧させることを、特定玩具類については、販売業者等が青少年に販売等することを、それぞれ禁止し、これに違反した者は処罰される。
- 有害指定は、法的効果が生ずる反面、制作者は表現の自由を、青少年は享受する自由（見る自由、聴く自由等）を制限されることになるから、有害指定をした後にその指定の理由が消滅したときは、当該指定を取り消してこの制約を解除することが必要となるわけである。
- 2 「当該指定をした理由がなくなつたと認めるとき」とは、図書類及び興行については有害指定の理由となった形状、構造又は機能が、それぞれ有害部分の修正、削除の結果有害指定の要件に該当しなくな

ったと知事が判断したときをいう。

- 3 この指定の取消しは、条文中には特に規定していないが、その性格上「すみやか」に行うべきである。
又、業者が、修正、削除を行った場合でも、本条の規定による取消しがなされるまでは、依然として有害指定の効果は存続する。取消しは、将来に向かってのみ効力を生ずる。

(有害図書類の指定等の告示)

第19条 第9条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

〔要旨〕

本条は、知事が図書類等の有害指定又は当該指定の取消しを行ったときは、その告示をする旨を規定したものである。

〔解説〕

書籍、映画、演劇等の推奨や、図書類、興行、特定玩具類の有害指定又は当該指定の取消しは、種々の法的効果等が生ずるので、知事がこの推奨、有害指定又は指定の取消しを行ったときは、その旨を一般に周知させることが必要となる。

この周知徹底の方法として、告示を行うものであり、告示は、秋田県公報に登載して行う。

第5章 青少年健全育成審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第5条の2第1項の規定による推奨
 - (2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定
 - (3) 第9条第2項第3号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し
 - (4) 第11条の規定による措置命令
 - (5) 第18条の規定による指定の取消し
- 2 知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。
- 4 審議会は、第1項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。
(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
(部会)

第23条の2 審議会に、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 第22条(第1項を除く)及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第22条第2項及び4項並びに前条第2項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
(委任規定)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

〔要旨〕

本章は、この条例に規定する一定の事項に関し知事の諮問に応ずる機関として、審議会を設置する旨を規定したものである。

〔解説〕

- 1 知事が、書籍、映画、演劇等の推奨や、図書類、興行、特定玩具類の有害指定若しくはその取消し、又は有害な広告物への措置命令を行おうとする場合には、第三者の客観的な意見を聴くことによってその公正を図ることが必要である。

本章は、これらの事項に関し、知事の諮問に応じて意見を述べる機関として、秋田県青少年健全育成審議会を設置することと運営に関し必要な事項を定めたものである。

- 2 第20条第1項の事項については、知事は事前に審議会の意見を聴くことが原則として義務づけられている。
- 3 同条第2項ただし書の「緊急を要すると認めるとき」に該当するためには、次の二つの要件を満たすことが必要である。
 - (1) 図書類、興行又は広告物の内容又は特定玩具類の形状、構造又は機能が明らかに第9条第1項各号又は第12条第1項の著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし……のいずれかに該当すると認められるものであること。
 - (2) 審議会を開催するにはその手続きに時間を要するため、その間に青少年がこれらの図書類を購入し、興行の観覧等を行う危険性が明らかであると認められる状況にあること。指定等は原則として審議会の意見を聴かなければならず、緊急指定は緊急やむを得ないときの例外措置である。

〔関係法令〕

○地方自治法 第202条の3

第6章 雑則

(立入調査)

第25条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具

類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔要旨〕

本条は、知事がこの条例を実施するうえで必要であると認めるときは、その指定する職員をして、書店、映画館等一定の場所への立入調査等をさせ、又は関係者に資料を提出させることができる旨を規定するとともに、立入調査を行う際の基本的な留意事項について定めたものである。

〔解説〕

1 立入調査、質問及び資料の提出要求は、図書類、興行、広告物、特定玩具類若しくは自動販売機等の状況を調査する場合、又は有害指定や措置命令を行った後にその遵守状況を調査する場合等、この条例の規定を適正かつ効果的に運用するために行う行政上の事務調査であつて条例違反の犯罪捜査のためのものではない。

又、立入調査、質問及び資料の提出要求の対象となる図書類、興行、広告物、特定玩具類は、既に販売、上演（上映）、表示等がなされているものに限られる。

2 「この条例の施行のため必要があると認められるとき」とは、立入調査、質問、又は資料の提出要求が県民の権利及び自由と係わりところが大きいので、その濫用を防止し、権利等への制約を必要最小限にとどめようとする趣旨である。

従つて、立入調査又は質問を行う場合には、その業務時間中（事実上の）に限るべきであり、必要以上に事業所内にとどまり、あるいは一般の客に不快の念を抱かせるなど営業中の正常な業務を妨げることのないよう十分留意しなければならない。

3 「立入り」とは、調査又は質問の前提手段として一定の場所に入ることという。

この立入調査には、強制力はなく、相手方が拒否し又は妨げた場合にこれを物理的に排除してまで行うことは許されず、ただ、この場合には相手方は正当な理由のない限り処罰を受ける。（第27条第4項第4号）

4 「関係者に質問させ」の「関係者」とは、第1項に規定する「図書類を販売し、貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所」の関係者を指すものである。

5 第2項から第4項までは、立入調査又は質問を行う際の基本的な注意事項について規定したもので、立入調査員証の提示は、立入調査又は質問をする場合に、相手方の請求を待つことなくなされなければならない。

又、第4項は、条例違反の犯罪捜査のためのものではないことを確認したいいわゆる注意規定である。

違反事例の摘発等犯罪捜査のための立入りは、正当な手段を経て、司法警察職員が行うものである。

6 第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者は、10万円以下の罰金に処せられる。（第27条第4項第4号）

〔関係法令〕

○憲法 第35条、第38条

○地方自治法 第153条、第154条、第180条の2

○警察官職務執行法 第6条

○興行場法 第5条

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条

○労働基準法 第101条

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〔要旨〕

本条は、この条例の施行上必要な事項については知事にその制定権を委任したものであり、具体的には「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則」(昭和53年秋田県規則第64号)が定められている。

〔関係法令〕

○憲法 第94条

○地方自治法 第15条

第7章 罰則

第27条 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第3項又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項、第10条第2項、第12条第3項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の規定による措置命令に従わなかった者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項又は第13条第3項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第10条第3項、第13条の3第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定に違反した者

(3) 第13条第4項又は第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者

5 第14条又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

〔要旨〕

本条は、この条例の禁止規定、命令規定又は立入調査等に関する規定の実効を確保するため、これらの規定に違反した者に対して一定の罰則を科する旨を規定したものである。

〔解説〕

1 青少年に対して、みだらな性行為、又はわいせつな行為をした者及びわいせつな行為をさせた者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる。(第1項)

2 青少年に対して、みだらな性行為、又はわいせつな行為を教え、見せた者又は有害行為に使用するための場所を提供し、又は周旋をした者は、30万円以下の罰金に処せられる。(第2項)

3 次に掲げる者は、20万円以下の罰金に処せられる。(第3項)

(1) 青少年に有害図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者(第9条第4項)

- (2) 青少年に有害興行を観覧させた者（第10条第2項）
 - (3) 広告物について知事の措置命令に従わなかった者（第11条）
 - (4) 青少年に有害特定玩具類を販売、頒布、貸し付けた者（第12条第3項）
 - (5) 有害図書類等を自動販売機等に収納した者、又は自動販売機等に収納した図書類等について有害指定があったときに直ちに当該図書類等を撤去しなかった者（第13条第1項、第2項）
- 4 次に掲げる者は、10万円以下の罰金に処せられる。（第4項）
- (1) 有害図書類の区分陳列、購入禁止等表示の変更命令に従わなかった者（第9条第7項）
 - (2) 青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなかった者（第10条第3項）
 - (3) 青少年を正当な理由がなく深夜に連れ出し、同伴し、又はとどめた者（第16条第2項）
 - (4) 指定された図書類等が自動販売機等に収納されていて、その撤去命令に従わなかった者（第13条第3項）
 - (5) 自動販売機等の設置、変更、又は使用廃止の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者（第13条第4項、第5項）
 - (6) 正当な理由なく青少年から物品を質にとって金銭を貸し付けた者、又は正当な理由なく青少年から古物の買い受け等をした者（第13条の3第1項、第2項）
 - (7) 指定職員の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、又は虚偽の資料を提供した者（第25条）
- 5 第4項第4号の「立入り若しくは調査を拒み」とは、立入調査を全面的に拒絶することをいうが、実際に立入調査が不能になったか否かは問わない。
- 「妨げ」とは、立入調査に対して妨害行為を行うことをいうが、実際に妨害の結果が生じたか否かは問わない。
- 「忌避」とは、立入調査の行われることを予見し、調査の効果を減殺するために、事前に調査の対象となるおそれのあるものを隠ぺいすることをいうが、その結果、実際に調査の効果が減殺されたか否かは問わない。
- 「虚偽の陳述」とは、事実でないことを故意に述べることをいう。
- 6 本条違反の罪が成立するためには、行為者に故意すなわち、事実の認識があったことを要する。
- なお、有害図書類等、有害興行のように告示がなされるものについては、ほとんどの場合、有害指定を受けたものであることの認識はあったと認められるであろう。
- 7 第5項の規定は、本条例の規定に違反する行為を行った者は、青少年の年齢を知らなかったことを理由として処罰を免れないことを規定したものであり、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をさせた者や、有害行為に対する場所提供又は周旋した者は、青少年の年齢を知らなかったことを理由として処罰を免れないことを限定したもので、営業者等にその相手方が青少年であるか否かその年齢を確認することを義務づけたものである。
- 「当該青少年の年齢を知らないことに過失がない」とは、青少年に年齢、生年月日、えと等を尋ね又は身分証明書の提出を求める等客観的に妥当な確認措置をとったにもかかわらず、青少年自身が年齢を偽り、又は虚偽の証明書を提出する等、営業者及び成人の側に過失がないと認められる場合をいう。
- なお、この項の規定により、違反者は自ら過失がないことを挙証する責任を有する。

〔関係法令〕

- 憲法 第31条
- 地方自治法 第14条、第15条
- 刑法 第8条、第38条

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前

条の罰金刑を科する。

〔要旨〕

本条は、両罰規定といい、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が業務上前条の違反行為をしたときは、当該行為者を罰するとともに、その法人又は人（個人事業者）をも罰する旨を規定したものである。

〔解説〕

- 1 両罰規定は行政法規に特有の規定で、一般刑法理論による自然人に対する罰則以外に、法人にも罰金刑を科することにより、法人の違法活動を抑制防止することを目的として設けられた規定である。
- 2 具体的には、例えば書店、映画館等の従業者が、青少年に有害図書類を販売したり、有害興行を観覧させたような場合には、当該従業者とともに事業主体である会社又は店主も処罰を受けることになる。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

〔要旨〕

本条は、青少年がこの条例に違反する行為を行った場合には、当該青少年に対してはこの条例を適用しない旨を規定したものである。

〔解説〕

- 1 この条例は、第1条に明示するように、青少年の健全な育成を図ることを目的とするものであり、青少年に悪影響を及ぼすような社会環境や行為から青少年を保護する趣旨であって、なんら青少年を取締るものではない。
従って青少年が他の青少年に対してこの条例に違反する行為を行った場合には、処罰するのではなく、保護指導していくものである。
- 2 本条の適用を受ける例としては、青少年に有害図書類等を販売等した書店の従業者が青少年である場合、青少年が他の青少年にみだらな性行為を行った場合等が考えられる。
- 3 この規定は、行為のとき青少年であった場合にも適用される。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で定めるところにより、昭和54年1月20日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 第13条第4項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第9条第2項第3号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められている図書類は、当該認定の日において、同条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

〔次のよう〕 略

附 則（昭和59年条例第41号）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第16号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成16年4月30日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、新条例第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の日から平成16年4月10日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の10日前まで」とあるのは、「平成16年4月1日」とする。
- 6 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成18年条例第74号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条の3第1項の改正規定は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第9条第2項第3号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（秋田県青少年問題協議会条例の廃止）

- 2 秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条第1項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第21条第3項の規定にかかわらず、同

日に満了する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和元年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第59号）

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和7年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち、懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。